

’ 23～’ 24年版 ユーキャンの第1種衛生管理者 重要過去問&予想模試
訂正のお知らせとお詫び

この度は、弊社書籍をお買い求めいただきまして、誠にありがとうございます。

本書の記述内容に以下のような訂正事項がございました。お詫びして訂正申し上げます。

なお、発行年月日により対象となる訂正箇所が異なる場合がございますので、お手元の書籍の奥付で発行年月日をご確認のうえ、訂正していただきますようお願いいたします。

■「第9版 第1刷（2023年8月4日）」をお持ちの方

該当頁	該当箇所	訂正前	訂正後	訂正日
P.59	問41(5) 解説	(5) 正しい。 <u>外</u> 耳の鼓室は、～	(5) 正しい。 <u>中</u> 耳の鼓室は、～	2024.6.14
別冊 P.13	問24(4) 解説	(4) 誤り。事業者は、面接指導の結果に基づき、当該労働者の健康を保持するために必要な措置について、面接指導が行われた後遅滞なく、医師の意見を聴かなければならない(安衛法第66条の8第4項、安衛則第52条の7)。面接指導が行われた日から3カ月以内ではない。	(4) 誤り。事業者は、面接指導の <u>対象</u> となる労働者の要件に該当する労働者から面接指導を受ける旨の申出があったときは、 遅滞なく 面接指導を行わなければならない(安衛則第52条の3)。申出の日から3カ月以内に行わなければならないのではない。	2024.11.15

■「第9版 第2刷（2024年1月1日）」をお持ちの方

該当頁	該当箇所	訂正前	訂正後	訂正日
P.59	問41(5) 解説	(5) 正しい。 <u>外</u> 耳の鼓室は、～	(5) 正しい。 <u>中</u> 耳の鼓室は、～	2024.6.14
別冊 P.13	問24(4) 解説	(4) 誤り。事業者は、面接指導の結果に基づき、当該労働者の健康を保持するために必要な措置について、面接指導が行われた後遅滞なく、医師の意見を聴かなければならない(安衛法第66条の8第4項、安衛則第52条の7)。面接指導が行われた日から3カ月以内ではない。	(4) 誤り。事業者は、面接指導の <u>対象</u> となる労働者の要件に該当する労働者から面接指導を受ける旨の申出があったときは、 遅滞なく 面接指導を行わなければならない(安衛則第52条の3)。申出の日から3カ月以内に行わなければならないのではない。	2024.11.15